

議案第 86 号

関市都市計画税条例の一部改正について

関市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 9 月 10 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 関市都市計画税条例の一部を改正する条例

関市都市計画税条例（昭和32年関市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第10項を附則第11項とする。

附則第9項中「若しくは第33項」を「、第33項若しくは第37項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第2項及び第4項」を「附則第3項及び第5項」に、「附則第2項及び第5項」を「附則第3項及び第6項」に、「附則第3項、第5項及び第6項」を「附則第4項、第6項及び第7項」に、「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「附則第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項中「附則第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項を附則第4項とする。

附則第2項の前の見出しを削り、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付し、附則第1項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第37項の条例で定める割合)

2 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の関市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後に締結される地方税法

の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 37 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成 26 年度以後の年度分の都市計画税について適用する。